

団体総合生活補償保険

重要事項のご説明

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、団体総合生活補償保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、ご加入時のご説明に対するご理解に相違がないか、「お申込み内容確認書」の内容に誤りがないかご確認ください。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。必要に応じて当社までお問い合わせください。

■「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」および「加入者証」はお申込内容ご確認期日以降に当社より送付いたします。

■この保険はイオンクレジットサービス株式会社を保険契約者とする団体契約です。お申込人となれる方はカード会員本人に限ります。お申込人がこのカード会員資格を喪失した場合は、この保険も脱退（解約）となりますのでご注意ください。

▶保険のご加入者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、当社までお問い合わせください。



このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。



契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご加入者・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I. 契約締結前におけるご確認事項

- 1 商品の仕組み 2
- 2 基本となる補償、保険金額の設定等 2
- 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等 3
- 4 満期返れい金・契約者配当金 3

II. 契約締結時におけるご注意事項

- 1 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項） 3
- 2 加入申込みの取消しについて 3
- 3 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約 3

▼この書面における主な用語についてご説明します。

危険	傷害、疾病、損害または損失の発生の可能性をいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁（法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻）を含みます。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。	免責期間	保険金の支払の対象とならない期間をいい、保険金ごとに保険証券記載の期間または日数をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。		

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-253-366 (無料)

【受付時間】平日9:00～17:00
(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※ご契約の団体名をお知らせください。[加入者証]等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-985-024 (無料)

※受付時間[365日24時間]
※IP電話からは**0276-90-8852 (有料)**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
【ナビダイヤル】
(全国共通・通話料有料) 0570-022-808

※受付時間[平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

(1)商品の仕組み

この説明書では「**団体総合生活補償保険**」を説明しています。団体総合生活補償保険の補償は、以下の基本となる補償により構成されています。

基本となる補償	補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
	がんの補償	被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。	がん補償特約

(2)被保険者の範囲

被保険者の範囲は、「ご本人」のみとなります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

2 基本となる補償、保険金額の設定等

(1)基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されております。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
がん診断保険金補償特約	悪性新生物診断保険金 次のいずれかに該当した場合で、そのがんが、約款所定の「悪性新生物」であったとき、がん診断保険金額の全額をお支払いします。 ①初めてがんと診断確定された場合 ②原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態になり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合 ③原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし転移する以前にその臓器に既に原発がんが発生していた場合を含みません。 ④原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合。 ※原発がんとは、すでに診断確定されたがんをいいます。	●保険期間(注2)の開始時より前に診断確定されたがん ●保険期間(注2)の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前に診断確定されたがん など ●がん診断保険金補償特約について、がんと診断確定された日からその日を含めて2年以内に「悪性新生物」または「上皮内新生物」によるがん診断保険金のお支払い対象に該当した場合については保険金をお支払いできません。ただし2年経過日の翌日以降に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。
	上皮内新生物診断保険金 次のいずれかに該当した場合で、そのがんが、約款所定の「上皮内新生物」であったとき、次の額をお支払いします。 がん診断保険金額×20% ①初めてがんと診断確定された場合 ②原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態になり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合 ③原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし転移する以前にその臓器に既に原発がんが発生していた場合を含みません。 ④原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合。 ※原発がんとは、すでに診断確定されたがんをいいます。	
がん入院保険金	約款所定のがんと診断確定され、その治療のため免責期間を超えて入院した場合に、がん入院保険金の支払対象期間内の入院日数1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。	
がん手術保険金	約款所定のがんと診断確定され、その治療のため約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。 ①がん入院保険金を支払う場合で約款所定の期間内に受けた手術 [がん入院保険金日額×10] ②上記①以外で保険期間中に受けた手術 [がん入院保険金日額×5]	
がん放射線治療保険金	約款所定のがんと診断確定され、その治療のため約款所定の放射線治療を受けた場合に、次の額をお支払いします。 [がん入院保険金日額×10]	
がん通院保険金(注3)	がん入院保険金を支払う場合で、退院日の翌日からがん通院保険金の支払対象期間(180日)内に、入院の原因となったがんの治療のため通院(注1)したときに、通院日数1日につきがん通院保険金日額をお支払いします。1入院につき、がん通院保険金の支払限度日数(45日)を限度とします。	
がん先進医療補償特約	がん先進医療費用保険金(注3) がんと診断確定され、そのがんの治療のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院等において「先進医療」を受け、その費用を負担したことによって損害を被った場合、「先進医療費用の額」をお支払いします。	
がん退院時一時金補償特約	がん退院時一時金(注3) がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として20日以上継続して入院した後、生存して退院された場合、がん退院時一時金額の全額をお支払いします。	

(注1) 往診を含みます。
(注2) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。
(注3) がん通院保険金、がん先進医療費用保険金、がん退院時一時金は特約がセットされた場合に、お支払いの対象となります。ご加入の補償内容につきましては、「お申込み内容確認書」の補償内容欄をご確認ください。

(2)複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
(補償が重複する可能性のある主な特約)
・がん先進医療補償特約

(3)保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、「お申込み内容確認書」をご確認ください。各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

(4)保険期間および補償の開始・終了時期

- ①**保険期間**：1年間です。お客さまの加入期間については、「お申込み内容確認書」をご確認ください。
- ②**補償の開始**：始期日の午前0時(継続契約については午後4時)に始まりです。
- ③**補償の終了**：満期日の午後4時に終わります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1)保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年令および保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、「お申込み内容確認書」をご確認ください。

(2)保険料の払込方法

- 保険料は、「イオンカード会員規約」に基いて、通常のカードご利用代金と同様に、毎月のお支払い日に自動振替となります。なお、振替日が金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日に振替となります。
- 保険料相当額の引落しが不能となった場合、カード売上に対するカード会社の承認が得られなかった場合は、本商品から脱退とさせていただきます。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- 保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めた項目(告知事項)について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。

- 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(注)ので、今一度、告知内容をご確認ください。
(注)次において、③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項	①被保険者の生年月日、年令 ②健康状態告知(注1)(注2) ③同じ被保険者についてがんに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注3)の有無
-------------	--

- (注1)健康状態告知は、健康状態告知の内容をご確認いただき、正しくご回答ください。その際、必ず被保険者本人または、代理告知可能な方が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご回答ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注2)健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(★)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(★)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(★)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。(★)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- (注3)がん保険等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。他保険の加入状況等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

健康状態に関する告知について

団体総合生活補償保険のがん補償に今回新たに加入される方は、下記の健康状態告知の質問事項にご回答ください。

【告知可能な方】被保険者ご本人としますが、以下に掲げる方を代理告知者とすることができます。

- カード会員の配偶者を被保険者ご本人とする契約についてはカード会員が、また、カード会員を被保険者とする契約については、カード会員の配偶者が被保険者ご本人に代わって告知を行うことができます。
- 質問に該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」でご回答ください。

ご注意
・質問事項に対するご回答がされていなかったり、ご回答の内容が事実と相違している場合は、ご加入が解除され保険金が支払われないことがあります。
・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
・ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生したがんについては、保険金をお支払いできません(ご加入後1年を経過した後に入院を開始した等の場合には保険金をお支払いできることがあります)

質問事項

今までに「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ種・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。	はい		ご加入できません。
	いいえ		ご加入できます。

2 加入申込みの取消しについて

ご契約の成立後であっても、当社から送付される加入者証に同封の「ご契約のしおり」を受領されたその日から8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(加入申込取消し)を書面によるご連絡により行うことができます。加入申込取消しについての詳しい内容は、ご契約成立後当社から送付される加入者証に同封の「ご契約のしおり」でご確認ください。

3 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

(1)現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2)新たな契約(団体総合生活補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

- 被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
- 次の病気等に対しては、保険金をお支払いできません。

がんの補償	新たな契約の保険期間の開始時より前に診断確定されたがん
--------------	-----------------------------

- 新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 解約と解約返れい金

ご加入後、保険契約を解約される場合には、あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還、または未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

2 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者にご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他、留意していただきたいこと

1 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は次のとおりとなります。

補償内容	がんの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	90%	90%

2 個人情報の取扱い

保険契約者は、当社にお客さまに関する情報を提供します。当社によるお客さまの個人情報の取扱いについては以下のとおりとなります。

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、加入者証の発行、更改のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供等に利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 当社は、ご加入後、お申込人住所等の情報について保険契約者から、提供を受ける場合があります。
- 法令等の対応について：個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。
- 契約等の情報交換について：当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について：再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。
- グループ会社内での情報交換について：グループ会社の保険引受や保険金お支払いの可否の判断に資するためにグループ会社に個人情報を提供することや、グループ会社から個人情報の提供を受けることがあります。

詳しくは	当社ホームページをご覧になるか当社までお問合わせください。 http://www.aioinissaydowa.co.jp/
------	---

3 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合	
②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合	
③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合	
④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合	など

4 自動継続契約について

本商品の保険期間は1年です。お客さまの加入期間については、加入後に送付される加入者証にてご確認ください。お客さまから加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がない場合もしくは保険契約者であるイオンクレジットサービス株式会社からお客さまへ書面での通知がない限り加入者証記載の年令まで毎年自動継続いたします(自動継続の保険期間は1年間です)。なお、保険料は継続日現在の保険料率によって計算されます(料率改定により、保険料が変更となる場合があります)。

5 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内にあんしん24受付センターまたは当社までご連絡ください。また、保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に定める書類等を提出していただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合

「万一、事故が発生した場合のご注意」参照

6 ご契約いただく内容に関する確認事項(意向確認事項)

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、ご加入いただくプラン・コースについて最終的にお客さまのご希望を満たした内容であるか再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。また、払込いただく保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたらあいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでご連絡いただけますようお願い申し上げます。

- 今回お申し込みいただいたご契約についてご確認をお願いいたします。
 - 1.被保険者ご本人に関する「生年月日」・「年令」・「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
 - 2.「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 - 3.下記項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払する場合、保険金をお支払いできない場合など)
 - ②保険金額<ご契約金額>(コースやプランなど)
 - ③保険料
 - ④被保険者の範囲

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については、「契約概要のご説明」に記載の設定どおりであることをご確認ください。
- また、現在ご加入のご契約(満期を迎える契約)にご不明な点がある場合には、あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでお申し出ください。

その他、下記の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

「無効、取消し、失効について」|「生命保険料控除(介護医療保険料控除)」について」|「ご契約内容および事故報告内容の確認について」